

# 学校法人におけるカイロプラクティック教育の認可に向けた要望書

令和7年1月20日

厚生労働大臣  
福岡 資麿 殿

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会  
会長 高柳 師門



## はじめに

カイロプラクティック (Chiropractic) は世界保健機関 (WHO) が補完医療 (Complementary Medicine) として認知するヘルスケア分野であり、世界 100 カ国以上で普及し、50 カ国で医療専門職として資格制度が確立されています。アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、スイスなどの国々では、カイロプラクター (Chiropractor) は X 線撮影などの診断行為が認められるプライマリケア医療従事者として位置付けられています。カイロプラクターは、手技療法による脊椎調整を通じて関節の可動域や身体機能を改善し、主に腰痛、肩こり、頸部痛などの筋骨格系症状に対応しています。

日本においてもカイロプラクティックへの需要は高く、全国に約 1 万件の施術所が存在すると推定されています。しかし、WHO 指針に基づく教育基準を満たしていない施術者が多く存在し、それに伴う健康被害の報告が後を絶ちません。この現状を踏まえ、利用者保護および安全性の確保を目的として、学校法人でのカイロプラクティック専門教育の認可を強く要望いたします。

## 背景

2005 年、WHO はカイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するガイドラインを発表しました。この中で、教育基準として 4 年間・4,200 時間以上の大学教育、または医療資格保持者に対する 2~3 年間・1,800 時間以上の教育が推奨されています。現在、アメリカ、イギリス、オーストラリア、スイス、デンマーク、マレーシアの大学では、医学部と併設する形でカイロプラクティック学部や学科が設置されています。

一方で、日本では国家資格制度が存在せず、施術者の教育基準が統一されていない状況です。このため、適正な教育を受けていない施術者が増加しており、2012 年の独立行政法人国民生活センターや 2017 年の消費者庁の報告書でも健康被害が指摘されています。

## 要望事項

当会は、学校法人における大学や専門学校でのカイロプラクティック教育の認可を目指しており、その実現に向け以下の点についてご検討いただけますようお願い申し上げます。

### 1. 新たな調査研究の実施

旧厚生省による 1991 年の「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」（通称、三浦レポート）は、カイロプラクティックの危険性を過度に強調する内容であり、専門学校や大学での教育実現を阻む大きな要因となっています。しかし、近年の科学的研究の進展を踏まえ、現代の科学的知見に基づく新たな研究の実施が求められています。当会は、貴省と連携し国際的な専門機関の協力を得て、新たな調査研究を計画する用意があります。

### 2. 研究班の設置

以下の国際的および国内的機関の専門家や患者代表を招聘し、カイロプラクティックの安全性と有効性に関する研究班を設置することを提案します。

- WHO（世界保健機関）
- NIH(米国国立衛生研究所)傘下 NCCIH(全米国立補完統合衛生センター)
- 豪州 AHPRA（豪州保健医療専門職登録機関）
- 英国 NHS（国民保健サービス）
- WFC（世界カイロプラクティック連合）
- CCEI（国際カイロプラクティック教育評議会）
- 日本カイロプラクティック科学学会
- 国内医科大学など

## 結論

カイロプラクティック教育の認可は、利用者の安全と適正な施術を確保するために不可欠です。日本において WHO 指針に基づいた専門教育を導入することで、国際基準に準じたカイロプラクティック業界の発展が期待されます。厚生労働省および関係機関のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。